

～「**新学期における新型コロナウイルス感染症対策の徹底**」について～

京都府において緊急事態宣言が発令され、舞鶴市においても10代や20代の感染者が急増している中、市立の小中学校では、8月26日（木）からの新学期を迎えるにあたり、感染拡大防止に向けて、別紙の事項に留意し警戒を強め、教育活動に取り組んでまいります。

【お問い合わせ先】

学校教育課：☎0773-66-1072、FAX0773-62-9897

E - M a i l : [gakkyo@city. Maizuru. kyoto. lg. jp](mailto:gakkyo@city.Maizuru.kyoto.lg.jp)

新学期における新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について

新型コロナウイルス感染症については、感染力の強いデルタ株への置き換わりが進む中で、全国的に新規感染者が急速に増加しており、これまでに経験したことのない感染拡大の局面を迎えています。

また、京都府においても8月20日から9月12日までの間、緊急事態宣言が発令されており、舞鶴市でも10代や20代の感染者が急増している状況です。

このような中で新学期を迎えるにあたり、学校では改めて下記事項に留意し、感染拡大防止に向けて警戒を強め取り組んでまいります。

家庭においても、児童生徒の下校後や休日の過ごし方をご指導いただくとともに、感染防止対策に、より一層のご協力をお願いしてまいります。

記

1 学校教育活動の継続と臨時休業の判断等について

子どもの健やかな学びの保障や心身への影響等の観点から、現段階では地域一斉の臨時休業は行わず、感染症対策をより厳重にして教育活動を行います。ただし、学校で児童生徒や教職員に感染が確認された場合は、速やかに保健所や学校医の助言を踏まえて、感染が広がっているおそれの範囲に応じて学級単位や学年単位などで臨時休業の措置を取ります。

2 教育活動での感染症対策について

- (1) 個人の基本的な感染予防対策は、変異株であっても、3密（密集・密接・密閉）の回避やマスクの適切な着用、手洗いなどが有効とされており、デルタ株についても同様であるため、改めてこれらの感染症対策の確認と徹底を図る。それでもなお感染リスクの高い学習活動については実施しない。
- (2) 中学校の部活動は、自校生徒のみで校内に限り2時間以内とする。他校との交流は行わず、宿泊は行わない。ただし、公式な全国・近畿大会及びそれらにつながる大会の参加は可能とする。
- (3) 校外での教育活動（遠足、校外学習等）は一時的に停止する。
ただし、市内において実施する活動で、感染リスクが極めて低いと校長が判断した場合は、感染症対策を十分に講じた上で実施する。
- (4) 宿泊を伴う教育活動は実施しない。修学旅行は、10月以降に延期し、宿泊を伴わないものとする。
- (5) 9月12日（日）までに予定していた運動会・体育祭は当面、延期する。
その他については、感染状況を踏まえ実施について検討する。
- (6) 当面の間、授業参観は行わない。

3 ご家庭での対応について

(1) 登校について

- ア 登校前に必ず検温し、健康観察表などに記入する。
- イ 発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合には、自宅で休養する。同居のご家族に同様の症状がみられる場合も登校を控える。
- ウ 飛沫の捕集効果の高い不織布マスクの着用を心がける。
※ 登下校時も着用するが、熱中症等のリスクが高い場合には、十分な距離を確保し会話を避けることを徹底し、マスクはつけなくてよいこととする。

(2) 予防対策について

- ア 不要不急の外出を自粛する。
- イ 石けんやアルコール消毒液等による十分な手洗いやうがいを行う。
- ウ 咳エチケット（マスクの着用等）等に心がける。
- エ 十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事、部屋の換気や適切な温度・湿度の管理を心がける。
- オ 下校後も、集団感染のリスクを低減するために、3密の回避はもちろんそれぞれの密を避けること（0密）に心がける。

(3) 健康管理について

- 発熱等の風邪症状がある場合は、かかりつけ医等の身近な医療機関に直接電話相談し、医療機関の受診をお願いします。
また、下記の相談窓口にもご相談ください。

【相談窓口】 きょうと新型コロナ医療相談センター

…電話 075-414-5487 [365日 24時間対応]

4 PCR検査の実施や検査結果等についての学校への連絡のお願い

- (1) お子様や同居のご家族が陽性もしくは濃厚接触者と判明した場合は、速やかに学校へ連絡をお願いします。また、PCR検査を実施することになった場合や、検査の結果が判明した場合にも、必ずご連絡をお願いします。
個人情報の取扱いやお子様の人権に十分配慮して対応いたします。
- (2) 休日や夜間など学校が業務時間外の場合には舞鶴市役所（0773-62-2300）へお電話いただき、学校と連絡を取りたい旨をお伝えいただくとともに、お子様の「名前」「学校名」「学年」「学級」「連絡先」をお知らせください。
後ほど、学校からご連絡させていただきます。